



回答者
日本行政書士会連合会
国際・企業経営業務部 企業支援部門
石原 静

行政書士による事業者の皆様への支援 ～「海外サプライチェーン多元化支援事業」申請のポイント～

Question

当社は、自動車部品のメーカーです。世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響で、海外子会社の工場生産している自動車関連部品の輸入が滞りました。これに加え、ロシアのウクライナ侵攻により、これらの地域から供給される原料も高騰しており、混乱が増幅しています。そこで現在、A国のみで生産している自動車部品を、B国でも製造できるよう、製造設備を新設したいと考えています。

しかし、製造設備の新設や、機械装置の購入等には、巨額の費用がかかるため、資金面の課題があります。「海外サプライチェーン多元化支援事業」という補助事業があるようですが、当社もこの補助金を利用できる可能性がありますか。その概要や、一般的な申請のプロセスを教えてください。

Answer

経済産業省では現在、製品・部素材の海外製造拠点の複線化など、サプライチェーンの強靱化に向けた設備導入をする大企業・中小企業を対象に、「海外サプライチェーン多元化支援事業」（設備導入補助型）の制度を設けています。現在は、第6回公募の申請期間中です。

対象となる補助事業は、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の製造について、日ASEAN サプライチェーン強靱化に貢献する事業であり、日本における海外生産割合が50%以上であり、かつ一国への集中度が15%以上であること、といった申請要件があります。これらを満たす企業には、補助金を利用できる可能性があります。

なお申請は、オンライン申請で行います。申請には様々な書類が必要ですので、早めのご準備をお願いいたします。

はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、海外の取引先から物資が調達できない事態が多発し、わが国における海外サプライチェーンの脆弱性が露呈しました。この事態を受け、過年度より「海外サプライチェーン多元化支援事業」という補助事業が実施されています。これは、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）が事務局となって推進する国の事業です。この事業は、特にアジア地域における生産の多元化等によってサプライチェーンを強靱化し、日ASEAN 経済産業協力関係を強化することが目的です。

行政書士はこの「海外サプライチェーン多元化支援事業」をはじめ、官公署に提出する書類（他の法律で定められているものを除く）を、有償で作成することができる唯一の国家資格者です。お近くの行政書士は、次のWEBサイトから検索して頂くことができます。

▶ 行政書士会員検索：<https://www.gyosei.or.jp/members-search/>

「海外サプライチェーン多元化支援事業」の概要

海外サプライチェーン多元化支援事業の概要をお知らせします。なお、ここでは簡略記載していますので、詳細については最後にご紹介するWEBサイトでご確認ください。

1) 対象事業者

対象事業者	日本に拠点及び法人格を持ち、日本における事業実態を有する民間企業
対象事業	日 ASEAN サプライチェーン強靱化に資する ASEAN 等の海外子会社または海外孫会社による、製造設備を新設・増設する際の設備投資事業

2) 補助金交付希望額：1 億円～15 億円

3) 補助率：企業規模別の補助率 × 補助率調整指数を乗じた率以内 ※外部審査委員の審査結果を踏まえて最終的に決定

	補助対象経費	補助率	補助率調整指数
大企業	5億円以下の部分	1/2 以内	日本のASEANサプライチェーン強靱化への貢献度合い等を総合評価した5段階 (A:100%、B:80%、C:60%、D:40%、E:20%)
	5億円より大きく 15億円以下の部分	1/3 以内	
	15億円より大きい部分	1/4 以内	
中小企業	5億円以下の部分	2/3 以内	
	5億円より大きく 15億円以下の部分	1/2 以内	
	15億円より大きい部分	1/4 以内	

4) 公募締切 2022年10月28日(金) 17:00

※その後も公募が実施される可能性があります。

「海外サプライチェーン多元化支援事業」の要件確認

補助事業の要件として、以下の全ての項目を満たしていることが必要となります。

- 1) 事業目的に合致し、日 ASEAN サプライチェーン強靱化に貢献する事業であること。
- 2) ASEAN 等における事業実施法人（海外子会社または海外孫会社）による事業計画であること。
- 3) 製造する製品・部素材が以下に該当する又は以下に該当する製品・部素材のサプライチェーンに属するなど、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要なものであること。

① 生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材

-半導体関連、自動車関連部品、航空機関連部品、機能性素材、金属部素材、ディスプレイ、高効率ガスタービン部品、定置用蓄電池 等

② 国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材

-ワクチン用注射針・シリンジ、医療用ゴム手袋

※ここに記載された製品のみが対象

4) 製造する製品・部素材の海外生産割合が50%以上であること、また、一国への集中度が15%以上であること。

注意 これらの算出方法、根拠となるデータ（各種統計・業界データ・調査報告等）を申請書類に必ず添付すること。

5) 既存の老朽化設備を入れ替える等の生産能力が向上しない投資（更新投資）でないこと。

6) 本事業が、製造する製品・部素材の国際的な生産集中度及び自社における生産集中度の低減をもたらすものであること。

7) 本事業が、日本国内での自社生産量の減少をもたらすものではないこと。

8) 応募申請時点で海外での事業実施法人（海外子会社または海外孫会社）が設立されており、工場等の実施場所を有していること。

9) 以下の要件をすべて満たす事業計画を策定しているこ

と。

- ・令和2年12月8日より前に対外発表もしくは事業開始したものでないこと。
- ・2026年3月31日までに、発注・納入・検収・支払等のすべての事業の手続きが完了し、生産拠点において生産及び出荷を開始する計画となっていること。
- ・事業規模等に適した実施体制が組み立てられていること
- ・事業の遂行を行うことができる財務状況にあること、または資金調達力を有すること。

10) 申請時点で、ジェトロが求める以下のフォローアップ事項及び補助金交付契約内容の不履行時における補助金返還に同意すること。

「海外サプライチェーン多元化支援事業」の補助対象経費

「海外サプライチェーン多元化支援事業」の補助対象は、本事業の対象として明確に区分でき、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって確認できる以下の経費です。

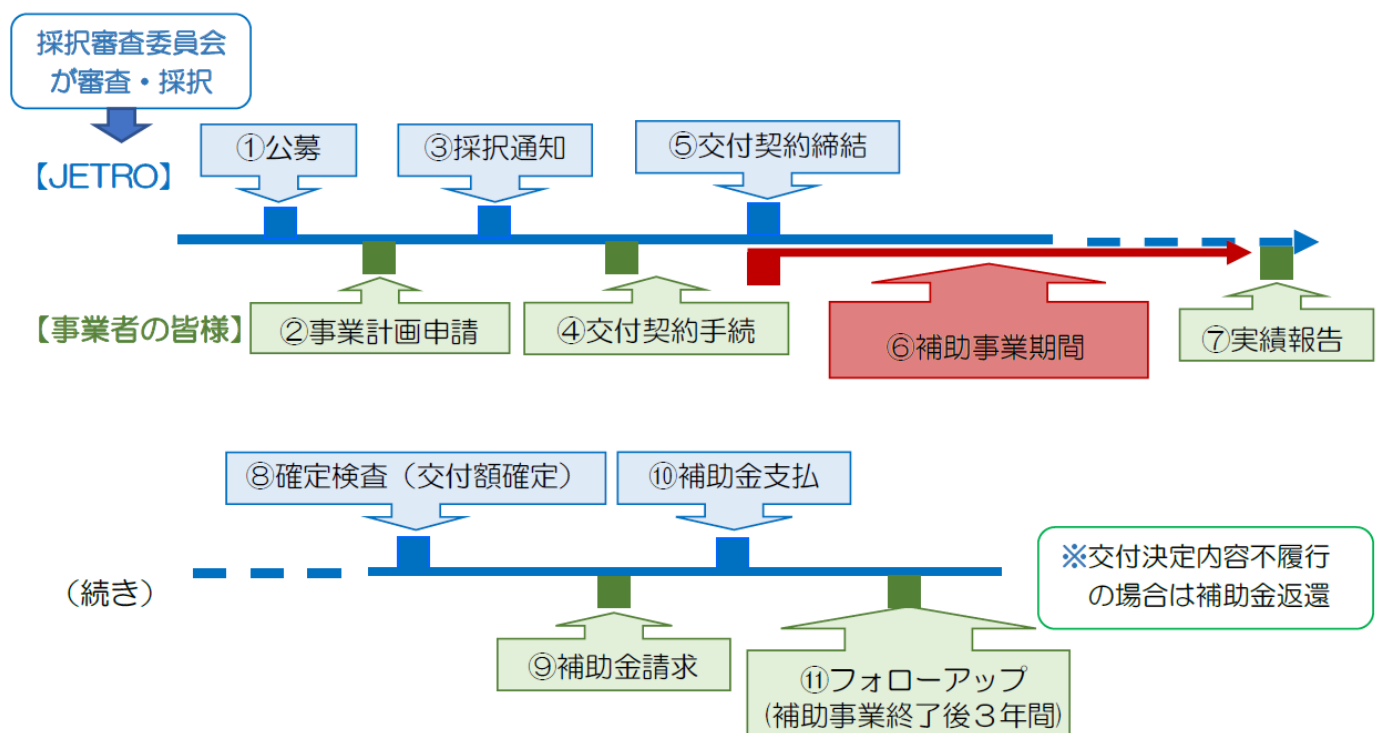
※補助交付契約通知の日以降に発注し、補助事業期間内に支払いを完了したものに限りします。

経費区分	経費項目	(内容)
事業費	1. 機械装置等製作・購入費	製造ライン等の新設・増設に必要な機械装置、その他ソフトウェアを含む備品の製作、購入及び備付け等に要する経費

	2. 改造費	機械装置の改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）に要する経費
	3. 土木・建築工事費	製造ライン等の新設・増設に必要な土木工事及び運転管理設備等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費

「海外サプライチェーン多元化支援事業」のスキーム

「海外サプライチェーン多元化支援事業」の一連のスキームについて図示いたします。



「海外サプライチェーン多元化支援事業」申請に必要な書類

申請にあたり必要な書類は、様式が定められているものと自由に記載して提出するものがあります。定められた様式については後述する WEB サイト内に用意されています。

申請書類	様式
1. 補助金交付申請書	様式第 1
2. 事業計画概要 ※ 次のサイトの入力フォームに必要事項を入力 https://www.jetro.go.jp/form5/pub/bda/sc-6th	様式第 1 (別紙 1)
3. 事業提案に関する詳細資料 (1) 事業計画書 (実施体制図、スケジュール、収支計画、導入予定の設備の内容、生産品目の説明などを含む。) (2) 事業経費概算書 (3) 海外生産割合の算出について (4) 一国への集中度の算出について (5) 自社グループにおける生産拠点の集中度及び多元化の効果 (6) 申請者 (・協働者)、事業実施法人概要の会社概要 (7) 補助申請者の直近 3 年の決算報告書と財務諸表 (8) その他参考資料 = 任意	様式自由 様式第 1 (別紙 2) 様式第 1 (別紙 3) 様式第 1 (別紙 4) 様式自由 様式自由 様式自由 様式自由

「海外サプライチェーン多元化支援事業」に関する WEB サイトについて

小稿では紙面に限りがあるため、全体を概括するにとどめています。そこで実際に申請を検討される皆様におかれましては、ここで触れることのできなかつた用語の確認などをは

じめ、詳細について次のWEBサイトで是非ともご確認をお願いいたします（小稿も、このWEBサイトを参照して作成しました）。激変する社会の中で、海外サプライチェーンの多元化に取り組む事業者はもとより、各事業者の皆様がそれぞれの英知によって力強く発展されますことを、心よりお祈り申し上げます。

■JETRO「海外サプライチェーン多元化等支援事業 第六回
公募の公募開始について」

<https://www.jetro.go.jp/services/supplychain/info-6.html>

執筆者紹介

石原 静（いしはら しずか）

平成7年12月 行政書士登録

令和元年7月～ 日本行政書士会連合会 国際・企業経営業務部 企業支援部門部員

令和3年5月～ 東京都行政書士会 副会長

ホームページ：<https://www.gyosei.or.jp/>

行政書士会員検索：<https://www.gyosei.or.jp/members-search/>
